



# 鳥取県公報

平成 21 年 12 月 22 日(火)  
号外第 132 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (67) (財政課) . . . . . 5
	鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例 (68) (財源確保室) . . . . . 8
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (69) (福利厚生室) . . . . . 13
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (70) (自治振興課) . . . . . 15
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (71) (障害福祉課) . . . . . 18
	鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (72) (環境立県推進課) . . . . . 20

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内の公共投資及び地域医療確保など重点課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現し、及び確保するため、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金	県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。
鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県有地等への自動車の放置が後を絶たないことにかんがみ、条例の失効期限を廃する。

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 遺失物法の一部が改正され、遺失物の所有権移転に係る期間が短縮されたことにかんがみ、放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すまでの期間を短縮する。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

(2) 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによることとする。

(3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損等している等の要件を満たす放置自動車は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する使用済自動車とみなして引取業者へ引き渡す（現行 処分する）ことができることとする。

(4) (3)によっては引き渡せない放置自動車については、放置されている場所、車名等を告示して3月（現行 6月）経過した日以後において、使用済自動車とみなして引取業者に引き渡す（現行 処分する）ことができることとする。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

船員保険法の一部改正に伴い、同法による保険給付の対象から除外された非常勤の船員を補償の対象に加える。

2 条例の概要

(1) 公務上又は通勤による災害に対する補償の対象となる職員に船員である非常勤職員を加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、日本年金機構法の施行の日とする。

#### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

##### 1 条例の改正理由

農地法の一部改正に伴い、新たに設けられた知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができるよう、条例に定める事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 農地法に基づく次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理する事務とする。

事 務	市 町
ア 農業生産法人以外の法人が農地等の権利を取得する場合等における許可をする際の農地等の存する市町村長への事前通知	鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町及び北栄町
イ アの許可をする場合における農地等の利用状況の報告義務の条件の付与	
ウ アの許可を受けた者に対する必要な措置を講ずるべきことの勧告	
エ アの許可の取消し	
オ 国又は都道府県が農地を転用する場合における当該国又は都道府県との協議	鳥取市及び南部町
オ 国又は都道府県が農地等を転用するために権利を取得をしようとする場合における当該国又は都道府県との協議	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年1月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができる知的障害者更生施設であった鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園が、平成22年1月1日に同法に規定する障害者支援施設へ移行することに伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の種別を「知的障害者更生施設」から「障害者支援施設」に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成22年1月1日とする

#### 鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

環境影響評価法の施行に伴い、鳥取県が要綱により定めていた環境影響評価制度を拡充し、周辺環境に著しい影響を与える懸念がある一定以上の規模の事業についての所要の手続等を定めているが、事前の適正な環境保全措置に資するため、引き続きこの条例による手続等を行うよう所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 失効期限を平成21年12月31日とする規定を削る。

(2) 知事は平成31年12月31日を目途として、この条例の施行状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第67号

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の第2欄に掲げる目的に資するため、<u>それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>2 地方自治法第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、<u>同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</u></p> <p><u>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p> <p><u>3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に</u></p>

掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
33 鳥取県 地域活性化・公共投資	県内ににおける公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図る	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

臨時 基金	ための経 費に充て ること。		立て							
34 鳥 取県 地域 医療 再生 基金	県内の 医療に係 る課題の 解決を図 るため、 医療機能 の強化、 医師等の 確保等を 計画的に 行う施策 の実施に 要する経 費に充て ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第68号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、<u>放置自動車に対する措置について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2 県有地等の管理上の支障の除去、生活環境の保全上の支障の除去等放置自動車に対して講ずることのできる措置について、他の法令に定めがある場合は、その定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県有地等に放置されている自動車に対する措置について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 廃物 放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。</u></p>



(7) 引取業者 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業者をいう。

(調査等)

第4条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

(放置自動車の引渡し)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自

(調査等)

第4条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4及び5 略

6 第1項の警告書については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第3条の規定は、適用しない。

(廃物認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自

動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、次のいずれかに該当すること。

ア 自動車登録番号標が取り外されていること。

イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。

ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上若しくは管理上の支障又は生活環境の保全上の支障が生じているとき（第1項の規定により放置自動車を引取業者に引き渡した場合を除く。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書をはり付けた日

(2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色又は自動車登録番号

(4) 放置自動車内に放置されている物件に係る表示

(5) 告示後の取扱い

(6) その他規則で定める事項

4 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して3月を経過した日以後において、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。

動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 知事は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

( 処 分 )

(費用の請求)

第8条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による引渡しを行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び引渡しに要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第9条 略

附 則

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。この場合において、当該放置自動車内に放置されている物件（以下「放置物件」という。）があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 警告書をはり付けた日

(2) 放置されている場所（第5条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）

(3) 車名、塗色又は自動車登録番号

(4) 放置物件に係る表示

(5) 告示後の取扱い

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

(費用の請求)

第9条 知事は、第5条第1項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

(規則への委任)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を

この条例は、公布の日から施行する。

失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第8条第2項の規定に基づく告示がされ、当該告示がされた日の翌日から起算して6月を経過していない放置自動車については、改正後の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第7条第4項中「3月」とあるのは、「6月」と読み替えて同項の規定を適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第69号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2～9 略</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2～9 略</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条、<u>第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）</u>を除く。）の規定の例による。</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(以下「新条例」という。)の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には新条例の規定による補償は行わない。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第70号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可		(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の4に規定する場合に係るものを除く。）	
(2) 第3条第4項の規定による市町村長への通知		(2) 第82条第1項の規定による立入調査等（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(3) 第3条第6項の規定による報告の受理及び条件の付与		(3) 第83条の規定による報告の徴収	
(4) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告			
(5) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し			
(6) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）			
(7) 第50条の規定による報告の徴収			

<p>((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>		<p>((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	
<p>24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為((2)及び(3))において「特定転用」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) 第4条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による農業会議の意見の聴取(特定転用に係るものを除く。)</p> <p>(3) 第4条第5項の規定による国又は県との協議(特定転用に係るものを除く。)</p> <p>(4) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為((5)及び(6))において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(5) 第5条第3項又は第5項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取(特定権利取得に係るものを除く。)</p> <p>(6) 第5条第4項の規定による国又は県との協議(特定権利取得に係るものを除く。)</p> <p>(7) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)及び(4))に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(8) 第50条の規定による報告の徴収((1)及び(4))に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(9) 第51条第1項の規定による許可の取消し等((1)及び(4))に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>略</p>	<p>24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為((2))において「特定転用」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) 第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取(特定転用に係るものを除く。)</p> <p>(3) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為((4))において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(4) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取(特定権利取得に係るものを除く。)</p> <p>(5) 第82条第1項の規定による立入調査等((1)及び(3))に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(6) 第83条の規定による報告の徴収((1)及び(3))に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 第83条の2の規定による許可の取消し等((1)及び(3))に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表24の4の項及び24の5の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第71号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>（設置）</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例）</p> <p>第6条 略</p> <p>（障害者支援施設における利用料金）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条</p>	種別	名称	位置	略			障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市		鳥取県立鹿野第二かちみ園	略			種別	名称	業務	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略		鳥取県立鹿野第二かちみ園	略			<p>（設置）</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害者更生施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者更生施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（知的障害者更生施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例）</p> <p>第6条 略</p> <p>（知的障害者更生施設における利用料金）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の</p>	種別	名称	位置	略			知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市		鳥取県立鹿野第二かちみ園	略			種別	名称	業務	知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略		鳥取県立鹿野第二かちみ園	略		
種別	名称	位置																																																	
略																																																			
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																																																	
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																		
略																																																			
種別	名称	業務																																																	
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略																																																	
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																		
略																																																			
種別	名称	位置																																																	
略																																																			
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																																																	
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																		
略																																																			
種別	名称	業務																																																	
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	略																																																	
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																																																		
略																																																			

<p>第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>
---	---

## 附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第72号

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 第1条～第3条 略</p> <p><u>（検討）</u> 第4条 知事は、平成31年12月31日を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則 第1条～第3条 略 <u>（この条例の失効）</u> 第4条 この条例は、平成21年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。